

虎姫運動広場運動場

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	5 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		3 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		3 0 0 円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		8 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1, 0 0 0 円
入場料等を徴収する場合			1, 0 0 0 円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			3 0 0 円

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1 時間	3, 6 0 0 円

山本山運動広場運動場

区分			単位	使用料
運動場全面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	1, 0 0 0 円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		5 0 0 円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		5 0 0 円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1, 5 0 0 円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		2, 0 0 0 円
	入場料等を徴収する場合			2, 0 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催			5 0 0 円

	する事業に使用する場合		
運動場半面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	5 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		3 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		3 0 0 円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		8 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1, 0 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		3 0 0 円

高月運動広場運動場

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	5 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		3 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		3 0 0 円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		8 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する 場合		1, 0 0 0 円
入場料等を徴収する場合			1, 0 0 0 円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			3 0 0 円

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1 時間	3, 6 0 0 円

西浅井運動広場運動場

(1) 施設使用料

区分	単位	使用料
----	----	-----

入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	5 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		3 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		3 0 0 円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		8 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1, 0 0 0 円
入場料等を徴収する場合			1, 0 0 0 円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			3 0 0 円

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1 時間	3, 6 0 0 円